

社会福祉施設に対する 労働災害防止対策(要請)

事業主 殿

厚生労働省
佐世保労働基準監督署長



第1 趣旨

佐世保労働基準監督署管内では、社会福祉施設での労働災害が増加の一途を辿っています。昨年、過去最も多い死傷者数33人(前年比11人増)となり、死亡者も1人発生しています。また、本年は、昨年を上回るペースで発生しており、4月末現在において、既に昨年1年間の死傷者数を超える37人と危機的状況になっています。

労働災害発生の原因として、滑りやつまづきなど「転倒」が4割と最も多く、また、50歳以上の労働者が被災しているものが7割以上を占め、近年は、新型コロナウイルス感染症による労働災害も発生しています。

佐世保労働基準監督署としましては、こうした労働災害の発生に歯止めをかけるため、社会福祉施設の皆様に対して、以下の労働災害防止対策を講じていただくよう要請することといたしました。

皆様方におかれましても本対策の趣旨をご理解のうえ、下記事項にご留意いただき、一層の労働災害防止対策を講じられますよう協力を要請いたします。

また、長崎労働局では労働災害の撲滅を目指すため、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～を展開しています。皆様におかれましても職場が安全で安心して働ける場所となるよう運動の趣旨をご理解いただき、ゼロ災運動にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

第2 事業者の実施事項

1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

労働災害のほとんどは、階段利用時の踏み外しによる転落や転倒、つまづきや滑りなどによる転倒により発生しています。転落・転倒災害を防止するために職場内点検を行っていただくとともに以下の対策を講じてください。

- (1) 通路、階段、出口に物を放置しないこと
- (2) 床の水たまりや油類などは放置せず、その都度取り除くこと
- (3) 通路や玄関口など職員が通行する箇所には、安全に移動できる十分な明るさを確保する
- (4) 階段に手すり・滑り止めを設置し、両手に物を持って昇降しないよう注意を促す表示を行うこと
- (5) 段差のある個所や滑りやすい場所に、注意を促す表示を行うこと
- (6) 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、職員の見やすい箇所に掲示すること
- (7) 履物は、滑りにくく、つま先の高さ(トゥスプリング)があるものを選定すること
- (8) ストレッチや転倒予防体操を取り入れること

2 腰痛予防

腰痛は、介護・保育における前かがみ、中腰での作業や腰のひねり、利用者の抱きかかえの際に発生しています。腰痛は「動作要因」「環境要因」「個人的要因」が複合的に関与しているため、各要因の状況について確認を行い、以下の対策を講じてください。

- (1)腰部への負担軽減のため、適宜小休止・休息を確保すること
- (2)他の作業と組み合わせるなどして同一姿勢を長時間続けないようにすること
- (3)利用者の抱きかかえなどは複数の介護者で対応すること
- (4)リフトなど福祉機器を活用すること
- (5)できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げないようにすること
- (6)背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らせたりしないようにすること
- (7)腰痛予防体操を取り入れること

(参考)

- (動的要因)腰を深く曲げたり、ひねったりすることが多い
- (動的要因)長時間同じ姿勢で仕事をしている
- (動的要因)重量物を頻繁に取り扱う
- (環境要因)身体が寒冷にさらされることがある
- (環境要因)職場が乱雑で安全な移動が困難である
- (環境要因)車の運転など全身振動に長時間さらされることがある
- (個人的要因)腰が痛いときでも小休止が取れない
- (個人的要因)職場にある機械・機器や設備をうまく使えない
- (個人的要因)急いでいるため、一人で作業することが多い

3 安全衛生管理体制

職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、労働者数10名以上50名未満の施設にあつては「安全衛生推進者」を、労働者50名以上の場合は「衛生管理者」を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません。

- (1)安全衛生推進者または衛生管理者は資格を有する者を選任すること
- (2)安全衛生推進者に以下の職務を行わせ、安全衛生管理活動を推進すること

ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ること